

鳥取県後期高齢者医療懇話会 委員募集

後期高齢者医療制度の運営等について、被保険者の意見を伺うために設置する懇話会の公募委員を募集します。

任期 平成29年4月～平成31年3月31日

応募資格 鳥取県後期高齢者医療の被保険者
(平成29年4月1日現在)

募集人員 6人以内

応募方法

下記問合せ先及び福祉課で配布する応募申込書に必要事項を記載して提出

【応募先・問合せ先】

鳥取県後期高齢者医療広域連合 総務課
(鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島 500)

☎ 0858-32-1097 FAX 0858-32-1067

予備自衛官補募集

普段は社会人(学生)として、仕事(学業)をしながら定期的に訓練を受け、有事の際招集命令により出頭し、後方警備・支援、国民保護のための措置等の任務に当たる、予備自衛官となる予備自衛官補を募集します。

受付期間 4月7日(金)まで

採用区分 一般公募及び技能公募

※技能公募は、衛生・語学・整備・情報処理・通信・電気・建設・放射線管理・法務の国家免許資格等を有する者

試験日 4月14日(金)～18日(火)のいずれか1日を指定

試験場 一般公募：美保基地(予定)
技能公募：伊丹駐屯地など

処遇 教育訓練招集手当 日額7,900円

教育訓練 一般公募：50日/3年以内
技能公募：10日/2年以内

【応募先・問合せ先】

自衛隊鳥取募集案内所 大呂
(鳥取市永楽温泉町152 日通ビル1階)
☎ 0857-26-4019 (FAX兼)

くらしの**情報**

3月1日～3月8日は
“女性の健康週間”です

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを目指して「女性の健康週間」が定められています。その間、ほのぼの「そよかぜ通り」で資料展示をしていますのでぜひご覧ください。

健康に関する不安やお悩みは、保健師・管理栄養士にお気軽にご相談ください。



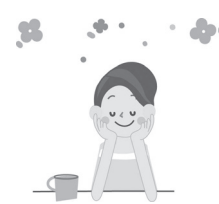
女性の皆さんへ

◆体と心の健康に女性ホルモンが大きく影響しています。女性ホルモンの分泌量やバランスは、一生を通じて、また1か月の短いサイクルでも大きく変化しているため、日々健康状態が異なります。

◆忙しい毎日を過ごしていると、体・心からのSOSに気づかないこともあります。自分の健康に関心を持ち、ケアを行うことを大切にしてください。それが、充実した毎日につながります。

◆月経時の痛みがひどい、出血が多い、更年期障害の症状(顔のほてり、イライラする)など、気になる症状がある場合は、我慢せずに婦人科等を受診しましょう。

◆閉経前後から女性ホルモンの減少により、血中のコレステロールや中性脂肪のバランスがくずれ、生活習慣病にかかりやすくなります。毎年、特定健診などの健康診断を受けるようにしましょう。



【問合せ先】保健センター福祉課 古谷
☎ 75-4101

国税専門官募集

受験資格

- 1 昭和 62 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日
生まれの人
- 2 平成 8 年 4 月 2 日以降生まれの人で次
に掲げる人
 - 1) 大学卒業者及び平成 30 年 3 月までに大
学を卒業する見込みの人
 - 2) 人事院が 1) と同等の資格があると認め
る人

受験申込方法 インターネット

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができない場合は、
受験申込書を第 1 次試験地に対応する国税
局に郵送又は持参

受験受付期間

3 月 31 日(金) 午前 9 時～4 月 12 日(水)
郵送又は持参による申込みは 3 月 31 日(金)

～4 月 3 日(月) ※通信日付印有効

※詳細情報等は国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>) ご覧ください。

【受験案内及びパンフレットの請求、問合せ先】

広島国税局 人事第二課試験研修係

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30

☎082-221-9211 (内線 3635・3743)

鳥取県の最低賃金

■地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	715円	平成28年10月12日

■地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバ イス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金	764円	平成28年12月22日
鳥取県各種商品 小売業最低賃金	715円	平成28年10月17日

【問合せ先】鳥取労働局労働基準部賃金室

☎0857-29-1705

又は最寄りの労働基準監督署

固定資産税の縦覧・閲覧について

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者は、その評価額等
を記載した「縦覧帳簿」を見て、自分が所有
する土地または家屋の価格と周辺の土地また
は家屋の価格を比較し、その評価が適正であ
るかどうかを確認できます。

※縦覧帳簿のコピー、写真撮影はできませ
んが、書き写しは差し支えありません。

縦覧できる人

- ・町内の土地または家屋の納税者（資産を所
有していても免税点未滿等の理由により固定
資産税が課税されていない人は縦覧できませ
ん）
- ・納税者の同居の家族、相続人、納税管理人
※平成 29 年 1 月 2 日以降に所有者となつた
人は縦覧できません。

縦覧できる事項

- ・土地：所在地、地目、地積、評価額
- ・家屋：所在地、種類、構造、床面積、評価額等
※縦覧帳簿に所有者は記載されていません

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産の納税義務者は自分が所有する固
定資産について、固定資産課税台帳を閲覧す
ることができます。

閲覧できる人

- ・町内の土地、家屋または償却資産の納税義務者
- ・納税義務者の同居の家族、相続人、納税管理人

閲覧できる事項

- ・土地：所在地、登記地目、課税地目、地積、
評価額、課税標準額等
- ・家屋：所在地、種類、構造、床面積、価格、
課税標準額等

場所 役場税務住民課

期間 4 月 3 日(月)～5 月 31 日(水)
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
(土、日、祝祭日を除く)

料金 無料

※期間以外の閲覧は、1 名義人につき 300 円
※期間中、閲覧者には 1 枚につき 20 円で課
税台帳のコピーをお渡しできますが、証明
書ではないため公印は押されません

※証明料は 1 枚につき 300 円必要です

必要なもの 本人確認ができるもの

(運転免許証、健康保険証など)

※法人の場合は上記の他に委任状または法人
印をお持ちください。

※別居の家族、代理人は 委任状が必要です。

【問合せ先】役場税務住民課 山根・半田

☎75-4117